

## 第45回規制改革会議終了後記者会見録

- 1．日時：平成27年5月18日（月）15:45～16:12
- 2．場所：中央合同庁舎第4号館4階共用408会議室

司会 それでは、お時間になりましたので、これから第45回規制改革会議の岡議長記者会見を始めたいと思います。

冒頭、議長より本日の会議の様様につきまして説明がございまして、その後、質疑応答ということで進めさせていただきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

岡議長 皆さん、お集まりいただき、ありがとうございます。

第45回規制改革会議の審議状況について御報告いたします。

今日の議題は2つございました。1つ目の「規制レビュー」につきましては、何度も皆様にお話をしてきたわけですが、一番大切なことは、規制改革を進めるにあたっては、規制の所管省庁が主体的、自発的に改革を進めていく状況に近づけていくことだということであり、これも前にお話ししたと思うのですが、規制の根拠になるものとしては、法律、政令というレベル、いわゆる上位規範だけでも1万5,000近い項目があるわけがございます。その数の多さからすると、その規制ができたときの時代背景あるいは目的等々を十分考えて、世の中の変化、環境の変化等々を考えて、ここはこう変えるべきであるという判断は、私どもが提案する分野も当然あってしかるべきですが、その所管省庁が一番分かっているはずである。その一番良く分かっている所管省庁が自ら主体的に変えていくという状況ができれば、規制改革はもっともっと進んでいくのだろうと私は考えております。また、そこに大いに期待をしております。

そのような考え方に立ち、この規制レビューが今期からスタートしました。本日は、今期の状況を見ながら、7月以降の来期の規制シートの対象をどのように拡大していくかを議論したわけであり、

今期の規制シートの作成対象のカテゴリーには3つございました。一つ目は法令等の見直し時期が到来した項目。二つ目は規制改革ホットラインに寄せられた要望に対して所管省庁から回答をもらったけれども、再検討が必要だと私どもが判断した項目。三つ目は、今期、規制改革会議で審議している項目。このような3つのカテゴリーを対象とすることについては、前期の答申あるいは実施計画の中に盛り込まれていて、現在それで進んでいるわけです。

今申し上げた3つのうち、今期は具体的に何をやったかということをお知らせすると、

一つ目の「今期、規制の見直し時期が来る法令等」については、1年目でもあるということから、各省庁の事務負担を増やすことによって前に進まなくなるようなことは避けたいということから、対象を相当絞り込みました。具体的に言いますと「課長以下の通達で今年度見直し時期を迎える項目」という形としたわけですが、たくさんあると思っていたところ、蓋を開けてみたら、何と4件しかなかったというのが実態であります。

したがって、来期は、予め見直し時期が来るものがどれくらいあるかを調べたうえで、対象を選んでいこうということを前回、あるいはその前の会議から議論しておりまして、この辺のところは、後ほど、本件担当の柿原参事官から説明してもらいますけれども、各省庁からいろいろ数字を挙げてもらいました。今言った見直し期限が来るものがどの程度あるのか、しかも、法律でどの程度、政令・省令・告示でどの程度、課長を超える通知・通達がどの程度、課長以下の通知・通達はどの程度と、規制の根拠となっているものがそれぞれどの程度のものが見直し時期を迎えるかについての情報をいただき、それを整理整頓のうえで、この中からどれを来期の対象にしようかというようなことでございます。

2つ目のカテゴリーは、規制改革ホットラインに寄せられた要望に対して、省庁から回答をもらったが、我々としては、さらなる検討が必要だと判断したものが46件ございました。先ほどの4件と合わせて50件ということです。今期は規制改革会議が審議する項目は対象から外しましたので、今期は今申し上げた50件という結果になったわけでありまして。これを来期、3つのカテゴリーごとにどのような形にしていこうかということをお話ししたということでもあります。

方向性としては、来期は対象を拡大すべきである。もう少し規制シートの項目を増やすべきである。そのようなことについて、会議としてのコンセンサスができております。そのような考え方に立って、具体的にどうするかをこれから決めていこうと考えております。

今日の議題の2つ目は、規制改革ホットラインでございます。

規制改革ホットラインをスタートして以降、お寄せいただいた要望の件数は、4月28日締めで累計3,458件でございます。このうち、我々が省庁に検討を要請したものが1,932件。それに対して回答をいただいたものが1,839件。この中身については、資料2-1の1ページ目にポイントを整理しておりますので御参照いただければと思います。

事務局からの説明では、1,839件の回答のうち、「対応した」「検討に着手」あるいは「検討を予定」というポジティブな回答をいただいたものが全体の3分の1ぐらい。このようなイメージであるということも今回分かりました。

これも以前から申し上げておりますが、私は、この規制改革ホットラインに寄せられた個人、企業、団体からの御要望を我々が受け止めて、各省庁に検討をお願いするということは、規制改革会議の使命として大変重要な意味があると考え、私どもは大変力を入れてやっております。その結果として、我々の1期、2期の答申項目全体の約7割がこの規制改革ホットラインに寄せられた要望に関連しているということでございます。

したがいまして、私どもとしては、この規制改革ホットラインには、国民の声を反映させるということと、我々の答申のかなりの部分を占めているという両面から引き続き力を入れていきたいと考えております。

冒頭の私からの説明は以上でございますが、規制レビューについての私の説明に対する補足を柿原参事官にさせていただきますので、お願いいたします。

柿原参事官 それでは、事務局から規制レビューの取組について補足させていただきます。

先ほど議長からありましたデータのなところを先に御説明します。お手元の資料1-1を御覧ください。

資料1-1の4ページ目になります。

こちらに別紙ということで、所管省庁の協力を得まして、全省庁の数を合計したものの表を作っております。先ほど議長からのお話にもありましたとおり、規制のもととなる法令等のレベルによって、一番上が法律に基づくもの、次のカテゴリーが政令、これは内閣として決めるものです。それから省令、これは各省庁が各省庁ごとに決める規則等そういうものです。それから告示、これは各省庁の大臣が決めるようなものでございます。そういったものが2つ目のカテゴリーです。3つ目と4つ目のカテゴリーがいわゆる通知あるいは通達と呼ばれているもので、行政機関のしかるべき責任者が外部へ向けて、あるいは内部へ向けて発信している文書でございます。こちらにつきましては、本省庁の課長クラスを超える、例えば本省の局長、本省の事務次官、そういったレベルのものというくりが3つ目。課長クラス以下というものが4つ目でございます。

まず、平成27年度とありますのは、今年度に見直し期限が来る規制の法令の数です。法律は全省庁合わせて29。政令、省令、告示につきましては157、通知・通達等につきましては、本省庁の課長クラスを超えるものが109、課長クラス以下が4件。このうち4件については既に所管省庁から規制シートをいただいておりますということでございます。

平成28年度につきましても、同じように関係省庁にデータをいただいたのですが、こちらは、法律だけでも約180。政省令、告示に至っては1,000を超えるということがありまして、通達も合わせて1,000を超えるということがあって、全部でおよそ2,300。数が膨大になりますので、短期間に数のカウントをお願いしたものですから、概数の報告しか受けておりません。年度によってかなりばらつきがあるということでございます。

本日の会議におきましては、来期に向けて規制シートの対象を拡大するという事柄でございますけれども、本日の御議論でこの表の左の上、すなわち平成27年度に見直し期限が到来するもののうち、法律に基づくもの29件につきましては、規制シートの対象にしようということで決まっております。併せて、法律以下のものについては、まずはその政令なり、省令なりの名称を記したリストを資料としてもらうこととなりました。

例外的に法律によらないで、例えば政令で規制するようなものもありまして、そういった法律未満のものにつきましては、法令等のレベルが一番高いものについてシートを作っ

ていただいて、それ以下につきましては法令の名前だけということであります。

なお、平成28年度につきましては、平成27年度の取組を踏まえてまた検討するという  
ことで、本日の時点で何か決まったものはございません。

あわせて、資料1 - 2を御確認ください。

こちらは、先月もそうだったのですけれども、そもそも規制の見直し期限がきちんとあ  
らゆる規制の法令について定まっているのかという問題がありましたので、その点につい  
て事務局の方から会議の場で過去の経緯を御説明しました。

1 ページ目にあるとおり、過去に一度、網羅的な取組、規制の法律ごとに、ある法律は  
何年度に見直す、次の見直し時期がいつ、見直し周期が何年ということを各省ごとに決め  
まして、各省のホームページで公表しておりました。ただ、この取組が3年ぐらい行われ  
たのですけれども、その後ストップしているというのが1ページ目でございます。

2 ページ目でございますけれども、そういうこともありまして、昨年6月の規制改革実  
施計画において再度、同種の閣議決定をしております。すなわち、見直し期限がついてい  
ないものについても、最長5年以内には見直すという見直し周期を法令等の全てのレベル  
についてつけるということと、過去、平成18年にやったものについて必要な修正をする  
ということを決めております。

ただ、今申し上げたような見直し作業自体をいつまでにやるかを昨年の閣議決定で決め  
ておりませんでしたので、今回、27年度と28年度の状況を確認したときに、やはりその辺  
の実態把握からやろうということで、具体的に本日の会議で決まった点は2点ございます。

1つ目が、2ページ目の下から4行目ですけれども、規制にかかわる法令等における見  
直し周期の設定状況については、規制の法令等に見直し周期があるのかないのかという事  
実関係だけです。これは来月末までに各省から当事務局に報告いただくことにしておりま  
す。これがありますと、先ほど御紹介した表、平成28年度は約何件とありましたが、この  
「約」がとれるということになります。これが1つ目です。

2つ目として「また」以下ですけれども、規制の見直し期限につきましては、昨年の実  
施計画を踏まえまして、今年の末までに各省において法律ごとの見直し年度あるいは周期  
について改めて設定してもらった上で、各省ごとにホームページ等において公表するとい  
うことで、しっかり規制の見直しを進めていただくということが決まりました。

事務局からの補足は以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

今説明がありましたように、歴史的には、この法律ごとの見直し期限は一旦決まってい  
たようすけれども、ちょっと途絶えてしまったので、昨年度の私どもの答申、実施計画  
によって、もう一度、見直しの周期をきちんと設定してください。5年が最長ですよとい  
う形にしたわけでございます。それを踏まえた上で、現在、各省庁の所管する法律の見直  
し周期はどのように設定されたのかを、まず、この6月までに規制改革会議に報告して  
もらうことによって、各省庁ごとに法律等の見直し周期がいつだということが明確になり

すと、私どもが規制シートの対象を、法律、政令・省令、通知・通達のどの部分とするかについて、具体的にお願ひしやすくなる。今までそこのがぼやっとしていたために、課長以下の通達が一番多いのではないかと思ってやってみたら、27年度はたった4件で、むしろ課長を超える通達が109件あったことがわかったというようなことを避ける意味で、次回は、まず見直しの周期をしっかりと押さえて、それからやっていこうということも今日の会議で確認いたしました。

今の私の説明若しくは事務局の説明で分からないところがあれば、それを含めて御質問いただいてもよろしいと思います。何でも結構でございますので、お願ひいたします。

司会 それでは、質問がある方は挙手の上、発言をお願いいたします。

記者 質問が出るまでのつなぎですけれども、先日、実は医薬分業を長い時間、放送させていただきましたら、やはり関心が高かったのですが、もう一つの大きな柱である「かかりつけ薬局」の推進なのですが、これについての議長の基本方針と、差し支えない程度で結構ですが、具体策の議論がどこまで進んでいるのかちょっとお話しただければと思います。

岡議長 まさに議論が進行中でございます。医薬分業というくくりの中で「かかりつけ薬局」というものを育てていくべきではないかという意見が中心になっていると思います。ただ、一人一人、かかりつけ薬局のイメージにばらつきがあるようですので、まず、かかりつけ薬局というのはこういうものだという定義を決めた上で議論を進めていく必要があるということでございます。イメージにばらつきがあるといえども、共通部分としては、患者の立場からすると、大変利便性のいい、いろいろな形でサービスを提供していただける。そういうイメージであることについてはそんなに大きなぶれはないというようなことであれば、それを育てていく方向に持っていくべきではないだろうかというような議論があると思います。

記者 これは、もちろん最終的には厚労省の中医協が細かな具体策は作るということであろうと認識しているのですが、6月の答申の際には、中身は結構ですが、どこまで中医協などとの関係で規制改革会議としてお示しになるお考えでいらっしゃいますか。

岡議長 今まさに、翁座長の健康・医療ワーキング・グループで検討中でございますので、私がここでこうだと言えるステージにはまだ至っておりません。ただ、今までの議論の中で、コストとサービスがきちんと見合う形のものにということを実体的にどう落とし込むかはこれからの検討の結果、何か答えが出るかもしれませんし、あるいは今おっしゃったように、中医協の中で具体策を検討してもらうことになるのかもしれませんが、コストとサービスのバランスといったことがワーキング・グループで議論されております。

記者 ありがとうございます。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 今、少し御説明にもあったのですが、2点お伺ひしたいのですけれども、見直しの周期を過去にされていたけれども、されなくなった経緯があるという、これはどうして

されなくなったまま昨年まで放置というか、そういう状況に置かれていたのかもし御存知でしたらお願いしたい。

あと、見直し周期が来た、今年度は課長以下だと4件ということで少なかったという結果ですが、来年を見るとすごく差が大きいと思うのですけれども、これはこんなにオーダーが違う理由はあるのでしょうか。若しくは29年度になるとまた激減したり、どういう理由でこうなるのがもしお分かりでしたらお願いします。

柿原参事官 今回の御質問については事務局からお答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、これは事実関係としては今、御説明したとおりなのですが、理由ですが、一つ考えられるのは、平成21年ごろというのは、紛らわしいのですけれども、過去に規制改革会議という現在置かれている規制改革会議と同じ名前の会議体が政府に置かれていた時代があって、その設置期限が平成21年ごろだったのです。

今回の規制レビューの取組は、議長からお話がありましたとおり、各省庁に主体的にやっていたのが理想形ではありつつ、現実にはやはり当規制改革会議あるいは当時の規制改革会議のような別の立場で全政府的にしっかり取組をフォローアップする機関が非常に重要で、それが両輪で動いていた、あるいは各種の決定もそれを前提としていて、フォローアップというのですけれども、要は取組状況を定期的に確認していたのです。ところが、政権交代後に枠組みが変わって、見直し推進機関、フォローアップする機関が明確でなくなったということが一つの原因ではないかと推測されます。

2つ目の御質問ですけれども、年度によって相当のばらつきがあります。さらに言いますと、省庁によっても相当のばらつきがあるのですが、これは、設定の仕方自体は、各省がみずから適切と考えるタイミングで任意に定めるということですので、結果論としてそういうことになるということです。この取組は平成18年度が開始でございますので、最長5年以内には見直すという大原則。過去の基準でもそうではあったので、平成18年の5年後という23年、23年の5年後という28年ですので、27年に比べて28年が相当多いというのは、その最長、最初に取り組んだときに一斉に23年度を最初の見直し期限として、その後、5年刻みでやると結果としてこうなったということが考えられます。

以上です。

岡議長 さらに補足しますと、先ほど事務局から聞いたのですけれども、28年度の合計約2,300の内訳として、法律が約180とありますでしょう。このうち、ゼロの省庁もあれば、一番多いところは100なのです。180のうちの100が1つの省。政令、省令、告示に至っては約1,020のうち、ゼロの省もあれば、一番多いところは600だということです。ですから、27年度、28年度のぶれには、タイミングによるものと省庁によるぶれの両方が重なっているように思います。その辺のところ6月に報告を受けることによってもう少し見えてくるのだろうと私どもは期待しております。

司会 ほかに何かございますでしょうか。

それでは、よろしいでしょうか。

岡議長 では最後に、繰り返しのお願いの話になるのですが、冒頭に言いましたように、この規制レビューを継続していくことによって、規制の所管省庁が主体的、自発的に改革に取り組んでいくような環境を作っていきたいという狙いを是非御理解いただきたいということが一つ。もう一つは、早い遅いは多少ありますけれども、現在このようにデータが集まってきていることで、所管省庁の方もこの動きに乗ってきていると私は理解しておりますので、メディアの立場からの応援も是非お願いしたいということでもあります。

以上です。

司会 どうもありがとうございました。

それでは、これにて記者会見を終わりにしたいと思います。

ありがとうございます。